

別表 1

建設発生土受入地の応募に必要な書面および図面

書面・図面	内容
建設発生土受入地申込書 (様式1)	様式に必要事項を記入してください。
誓約書(様式2)	内容に同意し、氏名・住所を署名および捺印してください。
位置図	方位、土砂受入地区域の位置を確認できるもの。 縮尺は、50,000分の1程度を目安とします。
周辺の見取り図	方位、道路並びに目標となる土地及び建物等(駅、停車場、公共建物、河川、湖沼など)を確認できるもの。 縮尺は、25,000分の1程度を目安とします。
平面図等	許認可を受けた平面図他一式。 許認可が不要な場合は、住宅地図などを複写(コピー)する。
許認可のコピー	<p>受入地が3,000m²以上の場合 -以下のいずれかのコピーを提出する。-</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂埋立条例の認可書 ・土砂埋立条例施行規則第3条に該当する法令許可書、および土砂搬入の許可(ストックヤードの場合は一時的な仮置きの許可)を確認できる書類 <p>受入地が3,000m²未満の場合 -以下のいずれかのコピーを提出する。-</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発許可などの書類 <p>その他 盛土規制法に基づく許可書の写し又は届出書の写し なお、許認可官庁や市町村等へ、内容等の確認をすることがあります。</p>
現地写真	<ul style="list-style-type: none"> ・現地を広角な視点で確認できる、最近撮影した写真を複数枚(4方向以上) ・許認可標識(許認可がある場合) ・前面道路や大型車が通行可能であるとわかる写真の添付 ・写真と併せて、簡単な説明を記入してください。 (例;東西より望む。土砂埋立条例の標識。など)
申込前の確認事項	事務局担当者と提出書類のチェック後、受入希望者の住所・氏名を署名及び捺印してください。

別表2 建設発生土受入地一覧

令和8年4月1日適用

※この別表2の一覧表は、開示または公表することがあります。

※※監督員が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

別表 3

区分 (国土交通省令)*1	細区分*2	コーン 指数 qc *2 (kN/m^2)	土質区分基準		備考		
			大分類	中分類 土質 {記号}	含水比 (地山) $Wn(%)$	掘削 方法	
第1種建設発生土 (砂、礫及びこれらに準ずるもの)	第1種	-	礫質土	礫{G}砂礫{GS}	—		
			砂質土	砂{S}礫質砂{SG}			
第2種建設発生土 (砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの)	第2a種	800以上	礫質土	細粒分まじり礫{GF}	—		
	第2b種		砂質土	細粒分まじり砂{SF}	—		
第3種建設発生土 (通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの)	第3a種	400以上	砂質土	細粒分まじり砂{SF}	—	* 排水に考慮するが、降水、浸出地下水等により含水比が増加すると予想される場合は、1ランク下の区分とする。	
	第3b種		粘性土	シルト{M}、粘土{C}	40%程度以下		
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土{V}	—		
第4種建設発生土 (粘性土及びこれに準ずるもの(第3種発生土を除く))	第4a種	200以上	砂質土	細粒分まじり砂{SF}	—	* 水中掘削等による場合は2ランク下の区分とする。	
	第4b種		粘性土	シルト{M}、粘土{C}	40~80%程度		
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土{V}	—		
			有機質土	有機質土{O}	40~80%程度		
泥土*1)	泥土a	200未満	砂質土	細粒分まじり砂{SF}	—		
	泥土b		粘性土	シルト{M}、粘土{C}	80%程度以上		
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土{V}	—		
			有機質土	有機質土{O}	80%程度以上		
	泥土c		高有機質土	高有機質土{Pt}	—		

*1) 國土交通省令(建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令59, 建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令60)においては区分として第1種～第4種建設発生土が規定されている。

*2) 所定の方法でモールドに締め固めた試料に対し、コーンペネトロメーターで測定したコーン指数(表-2参照)

*3) 計画段階(掘削前)において発生土の区分を行う必要があり、コーン指数を求めるために必要な試料を得られない場合には、土質材料の工学的分類体系((社)地盤工学会)と備考欄の含水比(地山)、掘削方法から概略の区分を選定し、掘削後所定の方法でコーン指数を測定して区分を決定する。

*4) 土質材料の工学的分類体系における最大粒径は75mmと定められているが、それ以上の粒径を含むものについても本基準を参照して区分し、適切に利用する。

別表 4

土質換算表

1. 土量の変化

土量の変化は次の3つの状態の土量に区分して考える。

地山の量 …掘削すべき土量

ほぐした量 …運搬すべき土量

締め固め後の土量 …出来上がりの盛土量

三つの状態の体積比を次式のように表し、L及びCを土量の変化率といふ。

$$L = \frac{\text{ほぐした土量}(\text{m}^3)}{\text{地山の土量}(\text{m}^3)}$$

$$C = \frac{\text{締め固め後の土量}(\text{m}^3)}{\text{地山の土量}(\text{m}^3)}$$

2. 土量変化率

分類名称			変化率L	変化率C
主要区分		記号		
レキ質土	レキ	(GW)(GP) (GPs)(G-M) (G-C)	1.20	0.95
	レキ質土	(GM)(GC) (GO)	1.20	0.90
砂及び 砂質土	砂	(SW) (SP) (SPu) (S-M) (S-C) (S-V)	1.20	0.95
	砂質土 (普通土)	(SM) (SC) (SV)	1.20	0.90
粘性土	粘性土	(ML) (CL) (OL)	1.30	0.90
	高含水比 粘性土	(MH) (CH)	1.25	0.90
岩塊・玉石			1.20	1.00
軟岩 I			1.30	1.15
軟岩 II			1.50	1.20
中硬岩			1.60	1.25
硬岩 I			1.65	1.40

3. ダンプトラック積載量(参考値) ※土質によりこれによりがたい場合は、別途考慮する。

	10t車 (9.5t)	4t車	2t車	地山の単位堆積重量
土 砂	5.3 m ³	2.2 m ³	1.1 m ³	1.8 t/m ³

試算例： 10tダンプ1台分(積載量9.5t)の第2種(地山密度1.8t/m³)の地山換算
土量は、約5.3m³、荷卸しした時点のほぐした状態では、6.3m³程度となる。

申込前の確認事項

- 1 この表を用いて、事務局担当者と最終チェックを行います。
福岡県 田川県土整備事務所の建設発生土受入地の募集要項に照らして書類整備、記載内容等が整っている場合は、右の確認欄に[✓]を記入してください。
該当しない項目については、[✗]を記入してください。
- 2 確認後、記名押印して、申込書と併せて提出してください。

提出物の確認(募集要項 第3条(別表1))	確認欄
建設発生土受入地 申込書(様式1)	
誓約書(様式2)	
位置図	
周辺の見取り図	
平面図他図面一式	
許認可のコピー	
現地写真	
認定の要件等(募集要項 第5条、8条) ※全種類受入地対象	
(1)受入地が田川県土整備事務所管内および周辺に受入地を準備できること。(位置図にて確認)	
(2)福岡県財務規則第166条第2項に定める様式133号第47条の3にいずれにも該当しないこと。	
(3)土砂埋立条例などの認定要件の許認可を有すること。	
(4)周辺環境や他交通へ顕著な影響を及ぼすことのない幅員が確保されること。	
(5)盛土規制法に基づき必要な手続きを行うこと。	
(6)土壤汚染の恐れがある場合、必要な手続きを行うこと。	
(7)県が行う通常の残土処理工程以外の作業を求めないこと。	
(8)土砂荷卸し後の管理責任を受けること。	
(9)土砂を受け入れる際(ストックヤードの場合は持ち出す場合も含む)に、必要に応じてガードマン配置等の安全管理を行うこと。	
(10)公共工事の搬出に併せて受入が可能であること。	
(11)県の指導や関係する法令などを遵守し、不誠実な行為を行わないこと。	
・最終処分地申込の場合の確認事項(募集要項 第9条)	
(1)土砂の最終処分を業として請け負う者が運営する施設である。	
(2)土質区分を選ばず、特段の事情がある場合を除き、土砂搬入を拒否できない。(草の根等混入土や河川等の浚渫土砂等も受け入れる)	
(3)認定期間内の受入単価の増額はできない。	
(4)土砂の搬出(持ち出し)はできない。	
・中間処分地申込の場合の確認事項(募集要項 第10条)	
(1)有効利用を目的に、業として土砂を受け入れる施設である。	
(2)土代は無代とし、持ち込み料等は請求できない。	
(3)土質区分を第1~4種建設発生土区分(別表3)より指定できるが、石やレキの有無等の指定はできない。	
・ストックヤード申込の確認事項(募集要項 第5~6条、12条)	
(1)保管する土砂は、県の所有であること。	
(2)仮置土砂利用の際、積込は無料で行わなければならないこと。	
(3)天災等の不測事態により受入が困難と認められたとき及び6ヶ月前までの届出承認以外は廃止できない。	
(4)土工機械およびこれを運転できる者を確保できること。	
(5)年度途中の受入単価の増額はできない。	
(6)登録期間中の継続した運営基盤があると見込まれること。(土砂埋立条例許可申請書または、その他許認可申請時に添付する書面のうち運営基盤が確認できるもの)	

上記事項について、確認いたしました。

令和 年 月 日

受入希望者 住所

氏名

印